



2025年7月11日

各 位

会 社 名 ASAHI EITO ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社 星 野 和 也
長 グループ CEO
(コード 5341 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部 経営管理部長 三 宅 久 史
T E L (06)7777-2067

有償ストック・オプション（第11回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記のとおり、当社取締役及び当社子会社取締役に対して有償ストック・オプション（第11回新株予約権。以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本新株予約権を引き受ける者に対して公正な価格で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社関係者の一層の意欲、士気向上を引き出す手段として、また、当社関係者が当社株式に対する株価変動リスクを株主様と共有することが適切であると判断し、当社取締役及び当社子会社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は175,000株となり、決議日時点の発行済株式総数5,864,869株（未行使の新株予約権分は含んでおりません。）の2.98%に相当します。

本新株予約権は、割当者に対して公正な価格で発行するものであり、割当者は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、割当日から本新株予約権の行使期間の中に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（但し、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等により調整が行われた場合、調整後の行使価額に50%を乗じた価額とします。）を下回った場合（以下「行使義務事由」といいます。）、本新株予約権の割当者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする義務（以下「行使義務」といいます。）が付されております。割当を受けた当社取締役及び当社子会社取締役が、既存株主の皆様と同様に当社株価下落に対するリスクを負うことで、モチベーションと同時に責任も生じるスキームとなっております。

そのため、発行要項にて以下の点を特に定めております。

- ・割当者は、新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
- ・発行要項6.（1）（2）の内容を除いて、当社は新株予約権を取得することはできない。
- ・割当者は権利行使時において、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に新株予約権を行使することができるものの、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、発行要項4.（6）4の定めにかかわらず、新株予約権を行使しなければならない。

行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の50%を下回った場合と設定した理由は、リスクとのバランスを鑑み当社の過去の業績や株価推移を考慮し割当者が株価に対して一定の責任を負う妥当な水準であると判断したためです。

企業価値向上のための施策を実行していくためには、当社関係者が一丸となってモチベーションを向上させて当社グループの事業に主体的に関与する必要があります。このため、本新株予約権の発行は、株式の希薄化を生じさせる可能性があるものの、当社の株主とリスク及び利益の共有を図りつつ、行使期間も10年間としており中長期的な企業価値の向上を目指すものであることから、合理的なものであると考えております。

なお、本新株予約権の発行決議に際し、その発行価額の公正性を期すため、当社は、当社から独立し

た第三者算定機関である株式会社 NewR FAS（東京都千代田区、代表取締役 松下 秀年、以下「NewR」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書を取得しております。NewRは、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（334 円）、ボラティリティ（55.21%）、行使期間（10 年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（1.507%）、行使条件、行使義務等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の公正価値を算定しております。当社取締役会は、NewR が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の価値算定手法として一般的に用いられている方法で算定していることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 5,108 円とすることは有利発行に該当しないと判断し、当該金額をもって本新株予約権の発行価額とすることを決定しました。そして、当該取締役会決議に参加した監査等委員である取締役 3 名は、NewR が本件に類似した案件における新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について特段問題となる点はないと考えられること、価値算定書において適用された基礎数値等はそれぞれ合理的ないしは適切であると判断できること、算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額である 5,108 円とすることは有利発行に該当しない旨の意見を述べております。

2. 発行の概要

（1）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 6 名 900 個 当社子会社取締役 11 名 850 個
（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権 1 個につき普通株式 100 株
（3）新株予約権の総数	1,750 個
（4）新株予約権の払込金額又はその算定方法	新株予約権 1 個につき 5,108 円)
（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（行使価額）に、新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2025 年 7 月 10 日）での東京証券取引所における当社株価の終値である 334 円とします。
（6）新株予約権の権利行使期間	2025 年 7 月 22 日から、2035 年 7 月 21 日まで
（7）新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも 367 円を上回った場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。 （注）新株予約権の権利行使条件について、株価が 367 円（行使価格の 10%増し）を上回った場合にのみ行使できるとした理由は、当社関係者の関与に伴う業績の向上及び株価の上昇に繋がると判断したためであります。 ・前号の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社の割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む 20 取引日の平均値が一度でも行使価額（ただし、取締役会により適正に調整されるものとする。）に 50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本

	<p>行使義務」という。疑義を避けるために付言すると、新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務（当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。）は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。）。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。 (2) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。 (3) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。 (4) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ・新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社若しくは当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 ・本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
<p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p>

	<p>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9) 新株予約権の取得に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ・以下に該当する場合、行使期間終了前といえども、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (2) 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。 (3) 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。 (4) 新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。 ・新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。
(10) 新株予約権の譲渡制限	<p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権を所定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。</p>

(12) 新株予約権の割当日	2025年7月18日
(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い	新株予約権証券を発行しない。

詳細は、末尾記載の別紙「第11回募集新株予約権 発行要項」のとおりです。

以上

【別紙】

第 11 回募集新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称

ASAHI EITO ホールディングス株式会社 第 11 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

1,750 個（新株予約権 1 個につき 100 株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 175,000 株とし、下記 4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個と引き換えに払い込む金額は、5,108 円（新株予約権の目的である株式 1 株あたり 51.08 円）とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社 NewR FAS が、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、それと同額とすることを決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2025 年 7 月 10 日）での東京証券取引所における当社株価の終値である 334 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整によ

る1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年7月22日から、2035年7月21日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

1 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも367円を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

2 前号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額（ただし、上記4.(2)に準じて取締役会により適正に調整されるものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合（以下「本行使義務事由」という。）、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本行使義務」という。疑義を避けるために付言すると、新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務（当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。）は消滅せず4.(6)4の定めにかかわらず、本新株予約権を行使しなければならない。）。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

- 3 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 4 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社若しくは当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 5 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2025 年 7 月 18 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 以下に該当する場合、上記 4. (3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 1 新株予約権者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - 2 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - 3 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - 4 本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 4. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記 4. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 7. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4. (3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 4. (4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. (6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年7月18日

以上